

高松市立協和中学校部活動方針

1 学校教育の一環としての部活動

- 生徒の自主的・自発的な参加により行います。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に役立てます。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにします。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行います。

2 適切な部活動の運営

(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営

- 部顧問は、個々の生徒の個性を把握・理解し、心身の成長につながるよう努めていきます。
- 部顧問は、生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ、可能な限り生徒に任せていくことで、「生きる力」の育成に努めます。

(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

- 部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況について留意します。
- 練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていきます。
- 生徒が活動に見通しをもち、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成します。

3 部活動を支える環境の整備

(1) 指導・運営に係る体制

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、安全かつ効果的な活動を確保できるよう適正な数の部を設置します。

(2) 部活動指導員・外部指導者の活用

- 必要に応じて、部活動指導員や外部指導者の活用に努めます。

(3) 保護者との連携

- 部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力が不可欠です。保護者には、部活動の意義を理解し、ご協力いただけるよう努めます。
- 部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動計画を配付します。
- 保護者への連絡は文書またはPTAメールを用いて行います。SNS等を用いた連絡は行いません。
- 保護者会を設ける場合は、代表者を決め、規約を作成し、学校へ届出する必要があります。保護者会は、部活動顧問と保護者で構成し、会を開く際は顧問が参加します。保護者会を設けない場合は、顧問が中心となって連絡を取ります。
- 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行います。
- 部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮し、必要経費等を徴収する場合は、保護者に事前に文書等で集金額とその用途を周知するとともに、決算報告を行います。

(4) 地域との連携

- 生徒のスポーツや文化、科学等の活動を充実させるためには、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図ります。

(5) 部活動の再編等

- 人数が揃わず、活動ができにくい部活動がある場合は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の運用を図ります。部活動の休部・廃部、創部について検討する必要がある場合は、状況を的確に把握し、計画的に進めます。

(6) 大会への参加について

- 校長は、生徒や部顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。

4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設けます。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日、少なくとも 1 日以上を休養日とします。週末に大会参加等で両日活動した場合は、休養日 1 日を原則、同月内の土日に振り替えます。
- 1 日の活動時間は、下校時刻を守るとともに、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。1 週間あたりの活動時間は、11 時間程度とします。
- 長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設けます。原則として、学校閉庁日（8 月 13 日～8 月 15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日）は休養期間（オフシーズン）とします。
- 休養日の設定をより適切に行うため、現状を鑑み、当分の間、目標とする大会やコンクール等で力を発揮するために、活動時間を確保してもよい期間を設けることを可とします。運動部活動においては、中学校総合体育大会及び中学校新人体育大会において、各競技の大会開催日の前 1 か月間のうち 2 週間とします。文化部活動においては、校長が定める年間 2 回までの大会やコンクール等において、その開催日の前 1 か月のうち 2 週間とします。ただし、当期間中においても、スポーツ医・科学の観点や、バランスの取れた生活の確保の観点から週当たりの活動時間の上限は、16 時間未満とします。

(2) 指導上の留意点

- 部顧問は部活動の指導にあたり、次にあげる事項に留意して指導に当たります。
生徒の望ましい生活習慣と豊かな人間性の育成／生徒の意欲や主体性の育成／良好な人間関係の形成／効率的・効果的な練習方法の検討／状況把握と適切なフォロー／体罰等の根絶

5 安全管理・事故防止

(1) 考え方と留意点

- 授業や学校行事などと同様に、生徒も含め学校全体で事故防止に対する意識を高め、生徒の安全確保に努めます。
- 生徒に自らの健康状態について関心や意識をもたせます。
- 部顧問は、養護教諭、学級担任、保護者等と連携し、健康状態について常に把握するよう努めます。
- 学年や個人差を十分配慮した段階的・計画的な指導を行います。
- 気象や暑さ指数等の情報に十分留意し、状況に合わせて、活動の中止や、延期など、柔軟に対応します。
- 活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理（熱中症事故防止を含む）を徹底します。特に、活動に不慣れな生徒の活動には十分留意します。
- 施設・設備・用具の使用前、使用後及び定期的な点検を行うなど、安全確認の習慣化を図ります。
- 下校時の安全確保のため、最終下校時刻を厳守します。

(2) 事故発生時の対応

- 学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応や A E D の使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を整備します。

令和 6 年 4 月 1 日策定